

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		利用の拒否等
所 管 部 課 係 名		まちづくり未来部交通政策課交通政策係
根 拠 法 令 及 び 条 項		<p>新座市自動車駐車場条例第14条</p> <p>管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の利用を拒否し、又は駐車場から自動車を退去させることができる。</p> <p>(1) 駐車場を利用する者が、この条例、この条例に基づく規則その他市長が駐車場の管理に関し定めた事項に違反したとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障があると認められるとき。</p>
処 分 基 準	関 係 条 項	<p>新座市自動車駐車場条例 第7条 駐車場を引き続き利用できる期間は、7日間とする。 2 略</p> <p>新座市自動車駐車場条例施行規則 第2条 新座市自動車駐車場条例第3条に規定する規則で定める自動車の大きさは、長さ5.0メートル、幅1.9メートル、高さ3.0メートル、重さ2.0トンとする。 2 前項に規定する自動車の最低地上高は、15センチメートル以上でなければならない。</p>
	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>上記に該当する場合を例示すると次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続して7日間を超えて駐車していた場合 ・ 規則で定める大きさを超えた自動車を駐車した場合 ・ 駐車場の有効かつ適正な運営・管理の為に設置した機器等の施設設備の活用に着しく支障が生じ、若しくは、他の利用者の利用に支障が生じ、又は危険が及ぶと判断される駐車があったとき。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	令和2年9月1日設定（令和 年 月 日最終変更）